

〔福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例〕をここに公布する。

福島県災害廃棄物処理基金条例  
(令二条例六三・改称)

(設置)

第一条 市町村又は当該市町村が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合が実施する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項に基づき指定された特定非常災害により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県災害廃棄物処理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(令二条例六三・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令二条例六三・旧第一項・一部改正)

附 則(平成二六年条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年条例第六三号)

この条例は、公布の日から施行する。